

第2部 企業局事業の変遷

第1章 終了事業について

1. 企業局の発展と終了事業

企業局は1961（昭和36）年4月の発足以来、日本経済の成長に併せて組織を拡大し、ピーク時には7事業を擁するまでになりました。しかし、所期の目的を達した事業から順次幕を下ろすこととなりました。

現在に至るまでに終了した事業は「住宅事業」「用地開発事業」「有料道路事業」「観光施設事業」「ガス事業」の5事業で、「電気事業」「水道事業」（末端給水・用水供給）は県民生活に欠かせないライフラインとして存続しています。

2. 終了事業が果たした役割

終了した5事業は、いずれも日本の高度経済成長期に始まり、県民の「豊かさ」への熱望に応えたものと言えます。住宅事業と用地開発事業は、質の高い住宅に対する県民の欲求に応え、大きな役割を果たしました。

また、有料道路事業と観光施設事業は、「ゆとり」の出来た国民にレジャーを提供することになりました。一方でガス事業は東北信地域のライフラインの一端を担い、地域に恩恵をもたらしました。



本庁で行われた企業局の発足式
(1961年4月8日)

○当時のことば

「公営企業というもの」

公営企業管理者 相沢武雄

我々の仕事は公の立場でなされていますが、それはあくまで企業であります。企業は本来採算と収支が合わなければ意味がありません。

我々の仕事は、不断に新しい課題の発掘です。そして我々の仕事には前例というものはありません。絶えず課題の発掘です。

然らばどうして問題を問題として取り上げることができ、掘り起こして行くことができるのでしょうか。それには第一に、先ず現状に対し疑問を持つことです。伝統というものに対して、全然反対の問題を設定してみることです。換言すれば内心の批判精神をゆり動かしてみることです。

そうしますと私どもの周りには打ち破らねばならない古いもの、矛盾したもの、間違っただものが沢山あることに気が付きます。進歩というものはこの発見の中から出て来るものです。

第二に、若し仮に潜在的にも諸君の意識の中に、権力意識というものがあるとすれば、速やかにこの権力というワラ布団から下りてもらいたいのです。そして、県民の奉仕者として、一人の謙虚なサーバントとして、大地にひれ伏して、声なき声を聴いて欲しいのです。これを私は、「県民との対話」と呼びます。この県民は信州の山河を含めての県民です。何故なら県民はこの山河に住み、県民あつての山河だからです。この「県民との対話」の中から新しい課題の発掘が始まるわけです。

(1967年5月)

企業局事業の変遷

1958 1961 1962 1963 1969 1974 1981 2002 2005 2008 2023年
S33 36 37 38 44 49 56 H14 17 20 R5年

企業局発足 1961.4.1～

電気事業 1958.4.15～

住宅事業

1961.4.1～1969.5.31

* 事業を住宅部へ移管

用地開発事業

1961.4.1～1981.10.31

* 事業を住宅部及び住宅供給公社へ移管

有料道路事業

1961.8.1～2002.2.21 1999.4.1 観光施設事業に統合

* 道路を長野県及び長野市へ移管

観光施設事業

1962.4.1～2008.3.31

* 観光施設事業を順次地元市町村等へ譲渡

ガス事業

1963.4.1～2005.3.31

* 長野都市ガス(株)へ事業譲渡

水道（末端給水）事業 1963.4.1～

水道（用水供給）事業 1974.1.1～

第2章 住宅事業のあゆみ

1. 住宅事業のスタート

企業局が発足した1961(昭和36)年4月1日、住宅事業は先行した電気事業に続いて、用地開発事業とともにスタートを切りました。企業局において住宅事業が進められたのは1969年5月31日までの8年間余りでした。この間、県営住宅を約6,800戸建設し、高度成長期の県民の要望に応えました。

2. 住宅需要の増加と対応

長野県の住宅需要の増加は、戦後の復興期に遡ることができます。県では国の補助を受けながら市町村と協力して1949年から県営住宅の建設に着手しました。安価な家賃の住宅の提供は、当時の県民の多くが望むものでした。

県の重要施策として位置づけられた住宅対策は、その後発足した企業局において担われることになり、主に賃貸住宅の建設が進められました。

3. 住宅事業の拡大

1) 住宅建設長期計画

旺盛な住宅需要に対応するため、「住宅建設長期計画」(1961年～70年の10か年計画)が策定されました。計画に基づいて県営住宅の建設が進み、併せて全国で初めて県単独事業による賃貸住宅も建設されました。

1961年度～69年度の建設戸数は、県営住宅6,582戸、県単賃貸住宅200戸の併せて約6,800戸に達しました。なかでも長野市には1,233戸、松本市には732戸の県営住宅が用意されました。

2) 多様な業務

企業局は住宅建設に加え、1962年4月から県営住宅の管理を知事部局から引き継ぎました。また、県立高校や警察庁舎等の設計監理、施工を請け負いました。このほか、長野県住宅供給公社から勤労者分譲住宅の建設業務を担いました。さらには住宅金融公庫より住宅建設資金の融資取り扱い業務等を受託しました。

※長野県住宅供給公社

地方住宅供給公社法に基づき、県の出資により1965年に設立した特別法人で、県の住宅対策の一翼を担っている。公営住宅の管理等受託機関として、県・市町村の支援業務のほか、宅地分譲や公社賃貸住宅の管理など、県民の住生活の向上のために様々な事業を展開している。

※住宅金融公庫

2007年3月31日に廃止された国土交通省・財務省所管の特殊法人・政策金融機関。業務はこの年の4月1日より独立行政法人住宅支援機構に引き継がれた。

4. 住宅部への移管

県民の要望に応じてきた企業局の住宅事業でしたが、一方で住宅行政の一元化を目的とした行政機構の改正で姿を変えることになりました。

知事部局に「住宅部」が設置され、企業局が担っていた住宅事業は、1969年6月に知事部局の住宅部に移されました。

5. 住宅事業が果たした役割

企業局の住宅事業は電気事業の後を追ってスタートしたもので、全国的にも例のない果敢な試みでした。当時は高度経済成長期の真っただ中にあり、県民の県営住宅に対する期待は高かったと見られます。

その後、住宅事業は住宅部に移管されましたが、企業局が担った約8年間の功績は大きく、県民の旺盛な住宅需要に応えたと言えます。一方でその間、民間企業に事業力が蓄えられ、住宅建設はデベロッパーや建設業者の手に委ねられていくことになりました。



長野市犀北団地の県営住宅

◇住宅建設戸数の合計

(1961年度～1968年度)

・県営住宅	6,582戸
・県単賃貸住宅	200戸
<小計>	6,782戸
・分譲住宅	1,624戸
・特殊分譲住宅	18戸
・店舗併用分譲住宅	47戸
・農山村モデル分譲住宅	252戸
・公営併存中高層建物	3棟41室
・厚生年金住宅	3棟
<総計>	8,723戸
	6棟41室

※県営住宅

国の補助事業により建設した、一定の収入以下等の方を対象とした賃貸住宅。

※県単賃貸住宅

県が国の補助を受けずに建設し、県民に賃貸する住宅。

※分譲住宅

住宅金融公庫法の規定に基づき住宅を建設し、一般希望者に譲渡。

※農山村モデル分譲住宅

農山村の住生活の改善向上を図るため、それぞれの地方に適した住宅を建設し、住宅金融公庫の融資住宅として分譲。

第3章 用地開発事業のあゆみ

1. 用地開発事業の創設

戦後の住宅需要の増加に伴う深刻な住宅不足に対応するため、長野県では早くから県民に対する施策住宅の供給、一世帯一住宅を目指した持ち家推進などに向け、住宅用地の開発に取り組みました。

1961（昭和36）年度には全国に先駆けて住宅建設長期計画（1961年度～1970年度の10か年計画）を定めました。長期計画は県内各地に宅地を造成し宅地取得難の解消を図るとともに、工場用地を適地に開発して本県産業経済の振興発展に寄与することを目的に策定されました。企業局においては1961年4月の発足と同時に用地開発事業に取り組むこととなり、住宅事業と併せて住宅対策等が進められました。

2. 事業の拡大

事業の実施に当たっては、宅地需要を考慮しつつ全県的な視野に立ち、住宅不足地域に良好な環境の住宅用地を開発しました。

また、新しい時代のまちづくりを見据え、比較的大規模な団地の開発に力を注ぎ、地域の自然と調和した明るく住みよい団地づくりが進められました。

こうした方針のもと1981年度までに県営住宅を含め312団地、約831万m²の用地が供給されました。

3. 事業の移管

事業開始後約20年経った頃、住宅行政の一元化方針が示され、1981年10月をもって用地開発事業は廃止となりました。

この結果、宅地行政の計画及び調整業務は住宅部が所管し、用地の取得、造成及び分譲業務は住宅供給公社が担うことになりました。

4. 用地開発事業が果たした役割

企業局の発足と同時、住宅事業とともに始まった用地開発事業は、約20年間に亘って県民の旺盛な住宅需要等に応じてきました。その後、長野県の住宅行政は住宅部（現建設部）を中心に進められています。

高度経済成長を経て、住宅を取り巻く環境は大きく様変わりしています。少子高齢化の急速な進展とマンションなど新しい住宅の供給が重なり、「空き家」が大きな課題となっています。県内の空き家は約20万戸と言われ、県政の課題となっています。



松本市寿団地

用地開発事業の変遷

年月日	内容
1961年4月1日	企業局設置（地方公営企業法適用） ・住宅分譲 — 建設部住宅課（住宅事業会計） ・宅地分譲 — 建設部用地開発課（用地開発事業会計）
1965年9月1日	長野県住宅供給公社設立 （住宅分譲は原則的に公社で行い、企業局は一部を実施）
1969年6月1日	長野県住宅部設置 住宅事業を企業局から住宅部へ移管（住宅部住宅建設課分譲住宅係で実施）
1972年4月1日	住宅部住宅建設課分譲住宅係を廃止、住宅分譲業務を住宅供給公社に一元化
1981年10月31日	企業局所有資産を住宅供給公社に売却、用地開発事業会計を廃止 ・上田市東山用地を除いた土地（729,933㎡）
1981年11月1日	企業局宅地課の業務（宅地行政の計画、調整）及び残資産を住宅部に引継ぎ ・上田市東山用地（63,317㎡） ・固定資産（部長公舎）、出資金、現金

地域別分譲状況

項目 地域	団地数	一般	主な団地名と所在地
		県住 単独等	
東 信	67	30	上田市（常盤、大屋、上田原、みすず台、築地、蒼久保、塩田、学海、中野、藤ノ木、八舞、ひかりヶ丘、川原第一、川原第二、丸子、石井、瑞穂、長瀬上平） 小諸市（東小諸、南町、十唐松、下郷土、両神、みどりヶ丘、丸山、朝日ヶ丘、富士見ヶ丘、池ノ前、富士見平） 佐久市（中込原、長土呂、長土呂城ヶ丘、前山、白山、大塚、伊勢林、勝間、向平、竜岡、御馬寄、塩名田）
		37	東御市（乙女平、白鳥台、日向ヶ丘、城ノ前、北御牧） 御代田町（山の神、向原、平和台、西軽井沢、桜ヶ丘） 軽井沢町（借宿、風越）、佐久穂町（岩宿、千ヶ日向）、立科町（細谷）、青木村（青木）
南 信	77	36	岡谷市（小井川、富士見ヶ丘、上ノ原、加茂、中尾） 諏訪市（大熊、福島、福島第二、角間、角田新田、緑荘） 茅野市（美弥ヶ丘、ひばりヶ丘、小泉、向ヶ丘、東向ヶ丘、中大塩） 下諏訪町（関谷、星ヶ丘）、富士見町（信の滝） 伊那市（竜米、竜東、城南、大萱、三峰川、西春近、若宮、美すず）
		41	駒ヶ根市（赤穂、ふじやま、白山、馬見塚、小城、千丈） 辰野町（平出、湯舟、湯舟第二、泉水、旭、上ノ原） 箕輪町（長岡、木下）、飯島町（北町、陣馬）、南箕輪村（中込、南箕輪、北殿） 宮田村（つつじヶ丘、大原） 飯田市（丸山、座光寺、三尋石、ニツ山、中原） 松川町（宮ヶ瀬、松川、大島）、高森町（市田）、阿智村（中関）、高木村（伊久間）
中 信	70	31	松本市（山辺、田川、寿、笹部、北笹部、南松本、豊岡、渚、今井、二子、元町、高宮、並柳、両島西、蟻ヶ崎、南浅間、三溝、北原）、筑北村（坂北向原）、生坂村（下生坂） 大町市（中原、社、大町、借馬）
		39	安曇野市（みどりヶ丘、吉野、新町、細萱、見梅、青木花見、柏矢、柏原、穂高、東原） 塩尻市（広丘、塩尻、片丘、君石、大門下西条、平沢、宮下）、上松町（田代）、南木曾町（読書） 池田町（高瀬、林中、吾妻町、会染、和合）、松川村（緑町、東川原、東松川、細野） 白馬村（白馬森上）
北 信	97	61	長野市（杏花台、本郷前、上松、犀北、浅川、若槻、伊勢宮、三才、湯谷、小市、小市第二、五十里、東条、神楽橋、川中島、上駒沢、綱島、篠ノ井、小柴見、若穂、川田新田、白塚、古森沢、犀北第二、四ツ屋、中越、高田、中村、旭校前、川中島東、早苗町、川中島第二、若槻第二、小柴見第二、三才第二、穂刈、鳥居）
		36	須坂市（旭ヶ丘、相之島）、中野市（長元坊）、飯山市（蓮田、須多ヶ峰、日赤裏） 千曲市（屋代、稲荷山、稲荷山第二、戸倉、磯部、白石、黒彦） 小布施町（松川）、山ノ内町（和田）、信濃町（野尻湖）、飯綱町（福井） 坂城町（町横尾、ねずみ宿、新地、村上）
合 計	312	158	注1. 合計欄には埼玉県さいたま市浦和の「長野県学生寮」を含む。 注2. 一般は、一般分譲の団地及び一般分譲と県住の混合団地を示す。
		154	注3. 県住単独等は、県営住宅のみの団地その他の団地を示す。 注4. 分譲状況は昭和1981年時点。市町村区分は2023年3月時点。

第4章 有料道路事業のあゆみ

1. 有料道路事業のスタートと拡大

有料道路事業は企業局が発足した直後、1961（昭和36）年8月にスタートしました。事業は全国の先駆けとなったもので、地域の振興・観光の発展に寄与することが求められました。企業局の有料道路は広域観光の基幹道路として、翌62年に始まった観光施設事業とともに整備が進められました。

1961年11月に始まった蓼科有料道路の建設を皮切りとして、1968年にかけて戸隠有料道路、大町有料道路、阿島有料橋、霧ヶ峰有料道路、菅平有料道路が順次建設されました。有料道路の営業は、蓼科有料道路が一部供用開始となった1963年5月から開始されました。

事業終了までの通行台数は、これら6路線を合わせて約7,900万台に達し、料金収入は約400億円に上りました。当時のモータリゼーションの波に乗り、首都圏を中心に全国から信州に多くの観光客が訪れ、所期の目的を達しました。

2. 地附山地すべり災害

1985年7月26日に発生した長野市の地附山地すべり災害は、梅雨期の大量の雨などが直接の要因となったもので、甚大な被害をもたらしました。特別養護老人ホーム松寿荘のお年寄り26人が犠牲になられたほか、湯谷団地などにあった住宅64戸が全半壊しました。

また、地すべりによって戸隠有料道路（通称バードライン）の一部が崩壊しました。検討の結果、復旧を断念することになり、起点から4.5kmの区間は事業廃止に至りました。

代替道路として県道・浅川ループラインが着工と

なり、1996年12月26日に開通しました。これにより長野市街地から飯縄・戸隠方面のアクセスが改善され、1998年2月の長野冬季オリンピックでは、ボブスレー・リュージュ会場、フリースタイルスキー会場へのアクセス道路として利用されました。

3. 有料道路の無料開放と事業の廃止

営業6路線のうち、道路運送法による建設資金の償還を完了した戸隠有料道路が1997年に無料開放されました。また、道路整備特別措置法による料金徴収期間の満了を迎えた蓼科有料道路と大町有料道路は、それぞれ1986年、1990年に無料開放となりました。

さらに料金徴収期間の満了を迎えた霧ヶ峰有料道路と菅平有料道路は、ともに一般会計から累積欠損金の補填を受けて2002年、1989年にそれぞれ無料となりました。

一方で、道路法により整備した阿島有料橋は、収支が当初計画を下回る状況が続き、1974年に無料開放とされました。この結果、有料道路事業は霧ヶ峰有料道路の無料開放をもって2002年2月に幕を下ろしました。

なお、無料開放された6路線は、それぞれ道路資産として長野県及び長野市に引き継がれ、有効に活用されています。

※有料道路事業会計と観光施設事業会計の統合

公営企業会計は1事業1会計で実施することが原則となっています。しかし、有料道路事業と観光施設事業は関連性が高いうえに、統合により経費の節減や観光施設事業会計の余剰資金で欠損金のある有料道路事業会計の運転資金を賄えることから、当

時の自治省の承認を得て、会計の統合が実行されました。(1999年4月1日統合)

4. 有料道路事業が果たした役割

企業局の有料道路事業は日本道路公団による高速道路事業が産業振興にあったのとは異なり、観光事業の支援という色彩が強いものでした。

1965年の名神高速道路の開通は、日本に本格的なモータリゼーションを巻き起こし、有料道路事業も歩調を合わせるように拡大しました。

しかし、日本経済の拡大がもたらした「公害」は、国民の環境に対する意識を高め、高原を巡る企業局の有料道路事業も岐路に立たされました。

その後、有料道路は料金徴収期間の満了を迎えるなどして、順次無料開放されました。企業局の有料



旧菅平有料道路 (2022年撮影)

道路事業は、困難な時期もありましたが、多くの人を観光地に誘う役割を果たし、レジャーを一般の人たちのものにしたと言えます。

有料道路一覧

路線名	建設費 (千円)	供用区間	供用開始		無料開放時期 (現状)	開放理由	道路延長 (km)
			一部	全部			
蓼科有料道路	1,392,000	茅野市ちの～茅野市北山、北佐久郡立科町芦田	1963.5.15	1967.7.25	1986.4.1 (県道)	徴収期間満了	35.2
戸隠有料道路	1,146,600	長野市上松～上水内郡戸隠村(現長野市)	1964.8.12	1964.9.16	1997.4.1 (県道・長野市道)	建設資金償還完了	17.0 内4.5km 事業廃止
大町有料道路	308,000	大町市平～大町市大町		1965.10.9	1990.10.9 (県道)	徴収期間満了	15.2
阿島有料橋	318,000	下伊那郡喬木村川原道下～飯田市座光寺		1966.7.1	1974.4.1 (県道)	拡散路線のため	2.6 内橋梁部分 372 m
霧ヶ峰有料道路 霧ヶ峰線 八島線 美ヶ原線	11,410,000 800,000 1,200,000 9,410,000	茅野市北山～小県郡武石村上本入(現上田市)	1967.7.25 1970.8.20 1975.11.1	1968.7.21 1970.11.6 1981.4.1	2002.2.22 (県道)	徴収期間満了	40.8 11.7 9.5 19.6
菅平有料道路	1,675,000	小県郡真田町長(現上田市)～小県郡東部町滋野(現東御市)		1970.8.22	1989.4.1 (県道)	拡散路線のため	16.5

第5章 観光施設事業のあゆみ

1. 観光施設事業の創設と実績

観光施設事業は本県の過疎地域の振興対策の一環として1962（昭和37）年にスタートしました。事業は保健休養地の開発、観光施設の建設・運営等により、有料道路事業との連携を図りながら、観光を核とした地域振興と住民福祉の向上を目指しました。

1) 保健休養地事業

保健休養地の開発事業は、広く県内各地で実施されました。また、事業は基幹的な開発造成を行う企業局と細部の造成と分譲を実施する（社）長野県地域開発公団が両輪となって進め、利益や関連施設などは地元の市町村や財産区などへ還元しました。

①保健休養地

単なる別荘地ではなく、様々な環境や施設が複合化し、機能的な広がりを持った「生命再創造の空間」の提供という願いを込め名付けられました。当時、「リゾート」（ラテン語で「たびたび訪れるところ」）という言葉は馴染みがなく、「総合保養地整備法」（リゾート法）ができたのは、1987年のことでした。

②企業局による保健休養地開発の利点

- ・市町村の要請に基づき相互協力で行う開発で、地元の要望に沿った開発ができます。
- ・利益や施設の還元などより、地元の利益が保護されます。
- ・市町村の計画を反映した周辺道路や公共施設の整備が可能となります。
- ・自然保護、公害対策等に対する配慮が行き届きます。

③保健休養地の開発方式

a) 買取開発

- ・主として県が公有地の所有権または地上権を買って、開発分譲を行う方式。
- ・飯綱高原地区、霧ヶ峰地区、開田高原地区など計13か所

b) 寄付開発

- ・市町村から土地の寄付を受け県が開発を行い、分譲によって得られた余剰金は現金と施設で市町村に還元する方式。
- ・菅平地区、蓼科地区、富士見高原八ヶ岳地区など計26か所

c) 分割払い買取開発

- ・市町村から土地を取得する際に一定の土地代を支払って開発を行い、分譲によって得られた利益金を残額土地代として市町村に還元する方式。
- ・野尻湖高原地区、川上高登谷高原地区、奥信濃桑名川地区の計3か所

2) 観光施設事業

1962年に「戸倉・上山田ヘルスセンター」を取得して事業を開始しました。ホテル、ロープウェイなど15施設を建設・運営しました。また、各施設は順次地元市町村に譲渡し、地域の観光振興に活用されました。

3) 出資団体

①長野県観光事業(株)

戸倉上山田ヘルスセンター・白鳥園は1960年の営業開始以来、民間企業の東洋観光事業(株)が経営

を受託してきました。しかし、収支の悪化により1961年には経営辞退の申し出があり、経営を引き継ぐ新会社、(株)戸倉上山田ヘルスセンター・白鳥園が設立されました。出資者は県と戸倉町（現千曲市）などでした。

同社は1965年に長野県観光事業(株)と商号を変更し、以来県から借り受けた各種観光施設の経営を行ってきましたが、2004年に解散・清算されました。

②浅間高原観光開発(株)

県のテクノハイランド構想に基づき策定された浅間テクノポリス開発計画の中で、小諸市にゴルフ場の建設が策定されました。浅間高原観光開発(株)は、この運営主体として1986年に県及び小諸市、地元企業などの出資により第3セクターとして設立されました。

1989年、小諸高原ゴルフコースの営業を始めましたが、バブル経済の崩壊などの影響を受け、2010年には民事再生手続きを申し立てました。

③(社)長野県地域開発公団

1967年、「県が策定する開発計画に基づき、主として農山村地域の開発を図り、県民福祉の増進に寄与する」ことを目的に、県及び関係市町村などを構成員として発足しました。

社団法人として保健休養地事業では、専門性と継続性が必要な分譲業務を担当するなど、県と一体となって事業を推進しました。また、ゴルフ場経営などの関連事業も取り入れながら、過疎地域の振興に取り組みました。しかし、2004年の行政機構審議会答申「県の外郭団体の見直し」を受けて、飯綱高原ゴルフコースの牟礼村（現飯綱町）への売却などを経て、2007年に清算されました。

④開田高原開発(株)

1990年に策定された「木曾地域振興構想」の中で、御岳山麓のリゾート開発が提示されました。これを受け県と開田村（現木曾町）が参画する第3セクターとして設立されました。1996年には開田

高原マイアスキー場の営業が開始されました。その後、スキー場施設を開田村（現木曾町）に寄付、2003年に清算されました。

2. 事業の終了

1980年代のリゾートブームを経て、観光事業を取り巻く環境は大きく変化することになりました。民間事業者の参入をはじめ、市町村による観光施設の充実などが挙げられます。

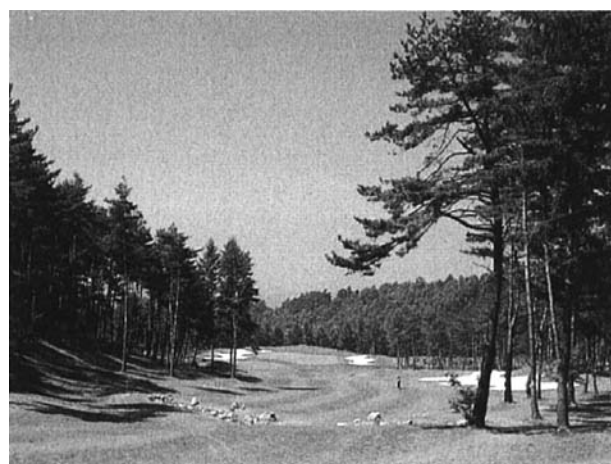
こうした状況を受け、保健休養地事業は、所期の目的を達成した地区から順次終了し、2002年度をもってすべての事業が終了しました。

また、観光施設事業は施設を順次地元市町村に譲渡し、2005年度に白鳥園施設を一般会計に引き継いだことにより、すべての事業が終了しました。

なお、観光施設事業会計は1999年に有料道路事業会計を統合した後、収益事業の終了と出資団体の整理により、2007年度をもって廃止となりました。

3. 観光施設事業が果たした役割

所期の目的を達成した観光施設事業は順次幕を閉じることになりましたが、観光を核とした地域振興とレジャーの普及に大きな役割を果たしたと言えます。ことに各地の高原は全国から多くのレジャー客を集め、観光県・長野を支えることになりました。



小諸高原ゴルフコース

第6章 ガス事業のあゆみ

1. ガス事業の創設

高度成長期の1960年代、帝国石油(株)は新潟県で産出される天然ガスを首都圏へ供給するパイプライン(延長332km)の敷設を計画しました。この際、パイプライン沿線の関係者は長野県天然ガス利用期成同盟会を組織し、県に対して「地域住民の福祉の向上に向け、県営でガス事業を実施して欲しい」と要請しました。

この期待に応え、県は1963(昭和38)年7月、全国初の県営ガス事業に着手しました。

2. 事業の進展

東京オリンピック開幕という時代の節目を迎えた1964年4月、まず小諸市、更埴市・戸倉町・上山田町(現千曲市)、丸子町(現上田市)の5市町でガスの供給を開始しました。続いて、同年12月には篠ノ井市・松代町(現長野市)、須坂市、中野市、小布施町、山ノ内町の6市町でも供給を始めました。

翌1965年10月には、佐久市・臼田町(現佐久

市)、御代田町で供給を始め、供給戸数は1万户を突破しました。さらに1966年5月には東部町(現東御市)で供給を開始しました。以降、供給戸数は拡大を続け、1975年には3万户を超えました。

1978年3月には豊野町(現長野市)でも供給を開始しました。1999年には、ついに供給戸数は5万户を超えました。事業譲渡直前の2004年度末時点では、当時の7市5町、5万户にガスを供給しました。

ところで、ガス需要の増大を受け、1970年代後半には4基のガスホルダー(小諸・豊野・更埴・丸子)を建設し、1980年代後半以降さらに3基(佐久・須坂・長野市塩崎)を建設しました。最終的には合わせて7基のガスホルダーで供給を管理しました。

3. 民間への事業譲渡

官民の役割分担や規制緩和の動きが進む中で、2003年に「企業局事業の民営化計画」が策定されました。

これに基づき翌年9月、東京ガス(株)グループ

◇用途別供給戸数及びガス販売量(2004年度)

用途の区分		小諸	篠ノ井	須坂	合計
家庭用	(戸)	17,833	12,925	15,598	46,406
	(m ³)	8,228,728	6,046,083	7,179,365	21,454,176
商業用	(戸)	1,101	704	1,160	2,965
	(m ³)	1,826,904	1,383,215	1,751,710	4,961,829
工業用	(戸)	6	2	10	18
	(m ³)	9,051,905	1,645,687	9,663,112	20,360,704
その他	(戸)	340	242	314	923
	(m ³)	1,932,539	2,163,372	1,660,514	5,756,425
合計	(戸)	19,280	13,923	17,109	50,312
	(m ³)	21,040,076	11,238,357	20,254,701	52,533,134

(東京ガス(株)・帝国石油(株)・上田ガス(株))にガス事業を引き継ぐことが決まりました。同年11月には事業承継会社となる長野都市ガス(株)が設立され、2005年4月にガス事業は長野都市ガス(株)に譲渡されました。

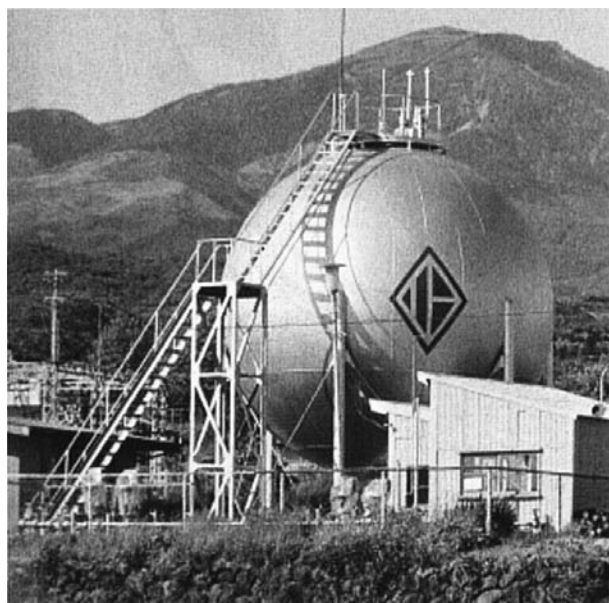
インであり、近年の気候変動による災害の増大を見るにつけ、ガスの将来性を見抜いた当時の人たちの慧眼に感謝するばかりです。

4. ガス事業が果たした役割

ガス事業は立地に左右され、国内では沿岸の大都市圏で進展をみたものの内陸部では難しい事業だったと言えます。そうした環境の中、天然ガスを産出する新潟県から首都圏に向けてパイプラインが敷設されることになり、沿線の要望を受けた長野県は果敢にガス事業に取り組みました。

今や東北信のパイプライン沿線市町5万戸に恩恵をもたらしています。規制緩和の進展で民間企業に事業は譲渡されましたが、端緒を作った長野県企業局の役割は大きかったと言えます。

言うまでもなくガスは電気・水道と並ぶライフライン



小諸ガスホルダー

◇ガス事業施設数 (2004年度)

施設の種類	事業量	投資総額 (円)
導管	1,336,005m	31,133,660,000
ガスホルダー	7基 (23,000m ³)	1,985,978,000
機械装置	整圧器ほか	1,937,023,000
土地、建物ほか	—	2,308,267,000
計	—	37,364,928,000

(コラム) 霧ヶ峰有料道路／ビーナスライン

霧ヶ峰有料道路は、白樺湖を起点に車山高原、霧ヶ峰高原を経て、美ヶ原高原に通じる山岳観光道路として建設されました。一般にビーナスラインと呼ばれ、無料開放されるまでの35年間に27,160,867台が通行しました。

この有料道路は霧ヶ峰線、八島線、美ヶ原線の3路線からなり、霧ヶ峰線が全線開通となった1968(昭和43)年は、高度経済成長期の真っただ中でした。年率10%前後に達した成長は1970年代初めまで続き、高嶺の花だったマイカーを庶民のものにしました。ニッコウキスゲが咲き誇る夏の霧ヶ峰には、家族連れや恋人たちが押し寄せました。

しかし、1960年代の後半になると水俣病など公害問題に人々の関心が集まり、同時に自然環境に対する意識も高まりを見せました。1971年には、現在の環境省の前身となる環境庁が設置されました。

八ヶ岳中信高原国定公園を突き抜ける霧ヶ峰有料道路は、多くの観光客を招き入れた一方で自然環境への配慮が求められました。1970年には美ヶ原線が着工となりますが、翌年には自然保護を訴える市

民によって建設中止の運動が起こりました。

当時の環境庁長官・大石武一氏が現地視察に入り、美ヶ原線の建設は全国の視線を集めました。そして、視察を終えた大石長官は「建設中止の必要はない」との認識を示しました。

これらを受け企業局は建設計画の再検討を進めた結果、美ヶ原台上の「美ヶ原～王ヶ頭」の建設を中止するなど計画の変更を決定しました。その結果、ようやく1981年、美ヶ原線は全線開通し、供用開始となりました。その後、2002年には料金徴収期間の満了に伴い全線に亘って無料開放され、霧ヶ峰有料道路は当初の使命を終えました。

振り返れば夏のビーナスラインは、高度経済成長期の県民や首都圏の人たちにとって憧れの場所でした。アクセルを踏めば高原の爽やかな風が待ちました。そんな夢のある時代でした。

「レジャー白書」が創刊されたのは、1977年のことでした。当時の財団法人余暇開発センターが担ったもので、レジャーが国民に定着した証とも言えました。1987年には、総合保養地域整備法いわゆるリゾート法が制定されました。リゾートとは「繰り返し行くところ」といった意味で、国民のレジャーは一段階上がりました。

霧ヶ峰のビーナスラインは、日本人にレジャーの楽しさを教えてくれたと言えます。働くことと同様に余暇の重要性が認識されています。ビーナスラインを開通させた私たちは、観光事業者とともに次の一手を考えなければならない時に来ているのかもしれない。



ビーナスライン